

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和7年第1回定例会提出予定議案の説明

(17) 議案第26号 川崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第26号 川崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和7年2月10日

健康福祉局

議案第 26 号 川崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 条例改正の背景

介護保険法施行規則の一部改正（令和 6 年厚生労働省令第 61 号）

2 改正の主な内容

- （1）上記 1 に伴い、地域包括支援センターに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数について、当該センターの運営の状況等を勘案して川崎市地域包括支援センター運営協議会が必要と認めるときは、常勤換算方法によることを可能とするもの

※ 常勤換算方法とは、当該センターの職員の勤務延べ時間数を当該センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

- （2）上記 1 に伴い、一の地域包括支援センターが担当する区域における 65 歳以上の被保険者（第 1 号被保険者）の数に応じて、常勤の職員である保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員（これらに準ずる者を含む。）を、それぞれ所定の員数配置することとしているところ、川崎市地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第 1 号被保険者の数に応じて、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の 3 職種を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ 3 職種の配置基準を満たすものとするもの

※ なお、一のセンターには 2 職種以上の常勤の職員の配置を必要とする。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行

川崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員の基準に関する条例 平成27年 3 月23日条例第14号 (趣旨) 第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第123号。以下「法」という。） 第115条の46第 5 項の規定に基づき、地域包括支援センター（同条第 1 項に 規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）の包括的支援事業の 人員に関する基準を定めるものとする。 (用語の意義及び字句の意味) 第 2 条 この条例で使用する用語の意義及び字句の意味は、法で使用する用 語の意義及び字句の意味によるものとする。 (基本方針) 第 3 条 地域包括支援センターは、次条に掲げる職員が協働して包括的支援 事業を実施することにより、各被保険者（法第 9 条に規定する被保険者を いう。以下同じ。）の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介 護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利 擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な 限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるよう にしなければならない。 2 地域包括支援センターは、川崎市地域包括支援センター運営協議会の意 見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。 (職員の員数) 第 4 条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者 の数がおおむね3,000人以上5,500人以下の場合に当該地域包括支援センタ ーに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数 <u>（川崎市地域包括 支援センター運営協議会が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センター の運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該</u>	○川崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員の基準に関する条例 平成27年 3 月23日条例第14号 (趣旨) 第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第123号。以下「法」という。） 第115条の46第 5 項の規定に基づき、地域包括支援センター（同条第 1 項に 規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）の包括的支援事業の 人員に関する基準を定めるものとする。 (用語の意義及び字句の意味) 第 2 条 この条例で使用する用語の意義及び字句の意味は、法で使用する用 語の意義及び字句の意味によるものとする。 (基本方針) 第 3 条 地域包括支援センターは、次条に掲げる職員が協働して包括的支援 事業を実施することにより、各被保険者（法第 9 条に規定する被保険者を いう。以下同じ。）の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介 護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利 擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な 限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるよう にしなければならない。 2 地域包括支援センターは、川崎市地域包括支援センター運営協議会の意 見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。 (職員の員数) 第 4 条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者 の数がおおむね3,000人以上5,500人以下の場合に当該地域包括支援センタ ーに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、次のとおりと する。

改正後	改正前
<u>地域包括支援センターの職員の勤務延べ時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）</u>によることができる。<u>次項及び第3項において同じ。）</u>は、次のとおりとする。 (1) 保健師その他これに準ずる者 1人 (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人 (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修（以下「主任研修」という。）を修了した者であって、主任研修を修了した日から起算して5年を超えない期間内にあるもの（同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修（以下「主任更新研修」という。）を修了したものを除く。）又は最後に主任更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間内にあるものをいう。）その他これに準ずる者 1人 2 一の地域包括支援センターに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、当該地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数が、おおむね5,500人を超え7,500人以下の場合にあっては前項の職員の員数に同項各号に掲げる職員のうちから1人、おおむね7,500人を超える場合にあっては同項の職員の員数に同項各号に掲げる職員のうちから2人を加えた員数とする。 <u>3 前2項の規定にかかわらず、川崎市地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数に応じて、おおむね3,000人以上5,500人以下の場合にあっては第1項各号に掲げる常勤の職員の員数（おおむね5,500人を超え7,500人以下の場合にあっては同項の職員の員数に同項各号に掲げる職員のうちから1人、おおむね7,500人を超える場合にあっては同項の職員の員数に同</u>	(1) 保健師その他これに準ずる者 1人 (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人 (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修（以下「主任研修」という。）を修了した者であって、主任研修を修了した日から起算して5年を超えない期間内にあるもの（同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修（以下「主任更新研修」という。）を修了したものを除く。）又は最後に主任更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間内にあるものをいう。）その他これに準ずる者 1人 2 一の地域包括支援センターに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、当該地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数が、おおむね5,500人を超え7,500人以下の場合にあっては前項の職員の員数に同項各号に掲げる職員のうちから1人、おおむね7,500人を超える場合にあっては同項の職員の員数に同項各号に掲げる職員のうちから2人を加えた員数とする。

改正後	改正前																
<u>項各号に掲げる職員のうちから2人を加えた員数）を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ前2項の基準を満たすものとする。ただし、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、第1項各号に掲げる者のうちから2人以上とする。</u>																	
4 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると川崎市地域包括支援センター運営協議会において認められた場合の当該地域包括支援センターに置くべき職員の員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。 <table> <tr> <th>担当する区域における第1号被保険者の数</th><th>置くべき職員の員数</th></tr> <tr> <td>おおむね1,000人未満</td><td>第1項各号に掲げる職員のうちから1人又は2人</td></tr> <tr> <td>おおむね1,000人以上2,000人未満</td><td>第1項各号に掲げる職員のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）</td></tr> <tr> <td>おおむね2,000人以上3,000人未満</td><td>専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる職員1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる職員のいずれか1人</td></tr> </table> 附 則 この条例は、平成27年4月1日から施行する。 附 則（平成28年3月24日条例第24号） （施行期日） 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。 （経過措置）	担当する区域における第1号被保険者の数	置くべき職員の員数	おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる職員のうちから1人又は2人	おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる職員のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）	おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる職員1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる職員のいずれか1人	3 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると川崎市地域包括支援センター運営協議会において認められた場合の当該地域包括支援センターに置くべき職員の員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。 <table> <tr> <th>担当する区域における第1号被保険者の数</th><th>置くべき職員の員数</th></tr> <tr> <td>おおむね1,000人未満</td><td>第1項各号に掲げる職員のうちから1人又は2人</td></tr> <tr> <td>おおむね1,000人以上2,000人未満</td><td>第1項各号に掲げる職員のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）</td></tr> <tr> <td>おおむね2,000人以上3,000人未満</td><td>専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる職員1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる職員のいずれか1人</td></tr> </table> 附 則 この条例は、平成27年4月1日から施行する。 附 則（平成28年3月24日条例第24号） （施行期日） 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。 （経過措置）	担当する区域における第1号被保険者の数	置くべき職員の員数	おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる職員のうちから1人又は2人	おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる職員のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）	おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる職員1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる職員のいずれか1人
担当する区域における第1号被保険者の数	置くべき職員の員数																
おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる職員のうちから1人又は2人																
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる職員のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）																
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる職員1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる職員のいずれか1人																
担当する区域における第1号被保険者の数	置くべき職員の員数																
おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる職員のうちから1人又は2人																
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる職員のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）																
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる職員1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる職員のいずれか1人																

改正後	改正前								
2 平成25年度までに介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修（以下「主任研修」という。）を修了した者に対する改正後の条例第4条第1項第3号の規定の適用については、同号中「主任研修を修了した日から起算して5年を超えない期間内」とあるのは、次の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table border="1" data-bbox="172 442 1066 625"> <tr> <td data-bbox="172 442 571 533">平成23年度までに主任研修を修了した者</td><td data-bbox="575 442 1066 533">主任研修を修了した日から平成31年3月31日までの間</td></tr> <tr> <td data-bbox="172 536 571 625">平成24年度及び平成25年度に主任研修を修了した者</td><td data-bbox="575 536 1066 625">主任研修を修了した日から平成32年3月31日までの間</td></tr> </table> 附 則（令和元年10月15日条例第26号） この条例は、令和2年4月1日から施行する。	平成23年度までに主任研修を修了した者	主任研修を修了した日から平成31年3月31日までの間	平成24年度及び平成25年度に主任研修を修了した者	主任研修を修了した日から平成32年3月31日までの間	2 平成25年度までに介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修（以下「主任研修」という。）を修了した者に対する改正後の条例第4条第1項第3号の規定の適用については、同号中「主任研修を修了した日から起算して5年を超えない期間内」とあるのは、次の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table border="1" data-bbox="1173 442 2067 625"> <tr> <td data-bbox="1173 442 1572 533">平成23年度までに主任研修を修了した者</td><td data-bbox="1576 442 2067 533">主任研修を修了した日から平成31年3月31日までの間</td></tr> <tr> <td data-bbox="1173 536 1572 625">平成24年度及び平成25年度に主任研修を修了した者</td><td data-bbox="1576 536 2067 625">主任研修を修了した日から平成32年3月31日までの間</td></tr> </table> 附 則（令和元年10月15日条例第26号） この条例は、令和2年4月1日から施行する。	平成23年度までに主任研修を修了した者	主任研修を修了した日から平成31年3月31日までの間	平成24年度及び平成25年度に主任研修を修了した者	主任研修を修了した日から平成32年3月31日までの間
平成23年度までに主任研修を修了した者	主任研修を修了した日から平成31年3月31日までの間								
平成24年度及び平成25年度に主任研修を修了した者	主任研修を修了した日から平成32年3月31日までの間								
平成23年度までに主任研修を修了した者	主任研修を修了した日から平成31年3月31日までの間								
平成24年度及び平成25年度に主任研修を修了した者	主任研修を修了した日から平成32年3月31日までの間								